

別添 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 用語の定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「協力型臨床研修施設」 臨床研修施設のうち、<u>3月以上</u>他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、管理型臨床研修施設でないものをいうものであること。</p> <p>(6) 「<u>連携型臨床研修施設</u>」 <u>他の施設と共同して臨床研修を行う病院または診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設に該当しないものであること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 「臨床研修施設群」 共同して臨床研修を行う<u>管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設</u>をいうものであること。研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設も臨床研修施設群に含まれること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 「研修実施責任者」 協力型臨床研修施設、<u>連携型臨床研修施設</u>又は研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいうものであること。 なお、研修実施責任者は、臨床研修指導歯科医を兼務しても差し支え</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 用語の定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「協力型臨床研修施設」 臨床研修施設のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、管理型臨床研修施設でないものをいうものであること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 「臨床研修施設群」 共同して臨床研修を行う<u>管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設</u>をいうものであること。研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設も臨床研修施設群に含まれること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 「研修実施責任者」 協力型臨床研修施設又は研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいうものであること。 なお、研修実施責任者は、プログラム責任者及び臨床研修指導歯科</p>

ないこと。

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

2 (略)

### 3 臨床研修施設の指定

(1) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うこと。

ア 単独型臨床研修施設

イ 管理型臨床研修施設

ウ 協力型臨床研修施設

エ 連携型臨床研修施設

(2) (略)

### 4 臨床研修施設の指定の申請

(1) 単独型臨床研修施設の指定の申請

ア 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の 6 月 30 日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書 1(様式 1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に単独型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、他の病院又は診療所とともに臨床研修施設群を構成しようとする場合は、新たに管理型臨床研修施設又は協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 臨床研修施設申請書 1には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式 2)

医を兼務しても差し支えないこと。

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

2 (略)

### 3 臨床研修施設の指定

(1) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うこと。

ア 単独型臨床研修施設

イ 管理型臨床研修施設

ウ 協力型臨床研修施設

(2) (略)

### 4 臨床研修施設の指定の申請

(1) 単独型臨床研修施設の指定の申請

ア 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の 6 月 30 日までに、当該病院又は診療所に関する指定申請書(様式 1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に単独型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、他の病院又は診療所とともに臨床研修施設群を構成しようとする場合は、新たに管理型臨床研修施設又は協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) プログラム責任者履歴書(様式 2)

(ウ) 当該病院又は診療所の歯科医師名簿(様式 3)

ウ 臨床研修施設申請書 1 及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の指定の申請

ア 管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書 1を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 臨床研修施設申請書 1には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式2)

ウ 管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書 1及び添付書類と、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書

(エ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式4)及び研修協力施設承諾書(様式5)

ウ 指定申請書及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の指定の申請

ア 管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) プログラム責任者履歴書(様式2)

(ウ) 当該病院又は診療所の歯科医師名簿(様式3)

(エ) 当該指定に係る臨床研修施設群を構成することとなる施設相互間の連携体制を記載した書類(様式6)

(オ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式4)及び研修協力施設承諾書(様式5)

ウ 管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所に関する指定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する指定申請書及び添付書類とを一括して、当該管

2 (様式2) 及び添付書類とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の申請

ア 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2 (様式2) を、管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行おうとする場合は、新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 連携型臨床研修施設として臨床研修を行う場合にあっては、プログラム責任者等から推薦状を添付すること

5 臨床研修施設の指定の基準

(1) 単独型臨床研修施設の指定の基準

ア (略)

(ア) (略)

①～⑥ (略)

⑦ (略)

(i)～(iii) (略)

(iv) 研修歯科医のための宿舎及び病院又は診療所内の室の有無

(v)～(viii) (略)

(イ) (ウ) (略)

イ (略)

ウ 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設の指定の申請

ア 協力型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する指定申請書(様式1)を、管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行おうとする場合は、新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 指定申請書には、当該病院又は診療所の歯科医師名簿(様式3)を添付しなければならないこと。

5 臨床研修施設の指定の基準

(1) 単独型臨床研修施設の指定の基準

ア (略)

(ア) (略)

①～⑥ (略)

⑦ (略)

(i)～(iii) (略)

(iv) 研修歯科医のための宿舎及び病院内の室の有無

(v)～(viii) (略)

(イ) (ウ) (略)

イ (略)

ウ 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第2号に

エ・オ (略)

カ 入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において、主治の医師との連携を図った研修が実施できること。

なお、全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔等を用いた歯科治療における全身管理に係る適切な研修を修了した指導歯科医の指導の下で実施されることが望ましいこと。

キ～サ (略)

シ (略)

(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、6(4)アを満たした指導歯科医が、原則として臨床研修を行う各分野に配置されており、個々の指導歯科医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。また、指導歯科医は研修歯科医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導歯科医が研修歯科医を直接指導することだけでなく、指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医(研修歯科医よりも臨床経験の長い歯科医師をいう。以下同じ)が研修歯科医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。また、指導歯科医が配置されていない研修を行う分野についても、適切な指導力を有している者が研修歯科医の指導に当たること。

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制(オンコール体制)が確保されていること。また、休日・夜間の当直を研修歯科医が行う場合については、原則として指導歯科医又は上級歯科医とともに、2人以上で行うこと。

(ウ) 診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師(准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。)が適当数(常に勤務する歯科医師と概ね同

掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ・オ (略)

カ 入院症例の研修が実施できること。

なお、病床を有さない診療所においては、入院症例の研修体制が確保されていること。

キ～サ (略)

シ (略)

(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、6(4)アを満たした指導歯科医が、原則として臨床研修を行う各分野に配置されており、個々の指導歯科医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。また、指導歯科医は研修歯科医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導歯科医が研修歯科医を直接指導することだけでなく、指導歯科医の指導監督の下、上級医(研修歯科医よりも臨床経験の長い歯科医師をいう。以下同じ)が研修歯科医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。また、指導歯科医が配置されていない研修を行う分野についても、適切な指導力を有している者が研修歯科医の指導に当たること。

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級医が直ちに対応できるような体制(オンコール体制)が確保されていること。また、休日・夜間の当直を研修歯科医が行う場合については、原則として指導歯科医又は上級医とともに、2人以上で行うこと。

(ウ) 診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師(准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。)が適当数(おおむね常に勤務する歯科医師と同数)確保されていること。

数又は当該年度に募集する研修歯科医と同数)確保されていること。また、歯科衛生士を1人以上置くこと。

なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること。

(エ) (略)

ス (略)

セ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

ソ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院又は診療所及び研修協力施設のそれぞれにおいて、研修歯科医に対する適切な処遇が確保されていること。

タ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 連携型臨床研修施設として臨床研修を行う場合にあっては、連携型臨床研修施設の名称、連携型臨床研修施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導歯科医の氏名が研修プログラムに明示されていること。

イ (略)

ウ 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ (略)

オ 当該病院又は診療所と協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設

なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること。

(エ) 歯科保健指導・予防処置を行う歯科衛生士が適当数確保されていること。

(オ) (略)

ス (略)

セ 研修歯科医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

また、「研修歯科医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること」とは、原則として、公募による採用が行われることをいうものであること。

ソ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院及び研修協力施設のそれぞれにおいて、研修歯科医に対する適切な処遇が確保されていること。

タ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

ウ 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第2号に掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ (略)

の症例とを合わせて、臨床研修を行うために必要な症例があり、かつ必要な分野の研修が可能であること。ただし、共同して臨床研修を行う研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設と研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

カ 入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において、主治の医師との連携を図った研修が実施できること。

なお、全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔を用いた歯科治療における全身管理等に係る適切な研修を修了した指導歯科医の指導の下で、実施されることが望ましいこと。

キ・サ (略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修施設群における指導体制が適切なものであること。

ス (略)

セ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

ソ・タ (略)

チ 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設との間で緊密な連携体制を確保していること。また、地域医療の研修を幅広く確保する観点から、原則として、臨床研修施設群の中に研修の実施に必要と考えられる相当数の民間医療機関を含めること。

「緊密な連携体制」とは、歯科医師の往来又は患者の紹介が組織的に行われている等、診療及び臨床研修について機能的な連携が具体的に行われている状態をいうものであること。

ツ 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(3)の協力型臨床研修施設及び(4)の連携型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

オ 当該病院又は診療所と協力型臨床研修施設の症例とを合わせて、臨床研修を行うために必要な症例があり、かつ必要な分野の研修が可能であること。ただし、共同して臨床研修を行う研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設と研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

カ 入院症例の研修が実施できること。

キ・サ (略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修施設群における指導体制が適切なものであること。

ス (略)

セ 研修歯科医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

ソ・タ (略)

チ 協力型臨床研修施設との間で緊密な連携体制を確保していること。また、地域医療の研修を幅広く確保する観点から、原則として、臨床研修施設群の中に研修の実施に必要と考えられる相当数の民間医療機関を含めること。

「緊密な連携体制」とは、歯科医師の往来又は患者の紹介が組織的に行われている等、診療及び臨床研修について機能的な連携が具体的に行われている状態をいうものであること。

ツ 協力型臨床研修施設として共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(3)の協力型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

(3) 協力型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、協力型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

なお、アからシまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア)各協力型臨床研修施設において、連続した3月以上の研修を行うこと。

(イ) (ア)の規定に関わらず、複数の臨床研修施設が共同して次に掲げる基準を満たす研修を実施する場合には、各協力型臨床研修施設において、3月以上の研修を連続して行わないこととしても差し支えないこと。ただし、各協力型臨床研修施設において、合計3月以上の研修を行うこと。

- ① 5以下の臨床研修施設が共同して実施されること。
- ② 各臨床研修施設の所在地が研修歯科医の負担にならないように配慮されていること。
- ③ 各臨床研修施設が研修を行う期間が、協力型臨床研修施設にあっては(3)ア(イ)、連携型臨床研修施設にあっては(4)ア(ア)に適合していること。
- ④ 効果的な研修が実施できるよう、適切な研修期間を設定されていること。また、連携型臨床研修施設と共同して実施される場合は、各連携型臨床研修施設における研修期間の合計が各協力型臨床研修施設における研修期間の合計を上回らないようにすること。
- ⑤ 協力型臨床研修施設は、管理型臨床研修施設と協議の上、当

(3) 協力型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、協力型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

なお、アからシまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

なお、各協力型臨床研修施設において、連続した3月以上の研修を行うこと。



該研修の運営を行うこと。

なお、複数の協力型臨床研修施設が当該研修を実施する場合は、当該研修を運営する協力型臨床研修施設を選定する。

イ (略)

ウ 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ・ケ (略)

コ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。

サ (略)

シ 管理型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(2)の管理型臨床研修施設及び(4)の連携型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

#### (4) 連携型臨床研修施設の指定の基準

厚生労働大臣は、連携型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、連携型臨床研修施設の指定をしてはならないこと。

なお、アからサまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 連携型臨床研修施設における研修プログラムは、臨床研修施設が策定する研修プログラムを補完する内容であること。なお、2以上の研修プログラムに基づいて臨床研修を行わないこと。

(ア) 当該施設で5日以上30日以内研修を行うことを目安とし、当該施設における研修方法は、(3)ア(イ)の内容を遵守すること。

(イ) 連携型臨床研修施設の名称、連携型臨床研修施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導歯科医の氏名が研修プログラムに明示されていること。

イ (略)

ウ 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第2号に掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

エ・ケ (略)

コ 研修歯科医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

サ (略)

シ 管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(2)の管理型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

イ 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

ウ 歯科又はこれに関連した診療科を置いていること。

エ 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

オ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

カ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

キ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、特定機能病院並びに医師臨床研修病院を除く病院又は診療所において、

(1) ケの (ア) の事項を満たし、(イ) 及び (ウ) の事項については体制整備に努めることをいう。

なお、当該病院又は診療所内に患者からの相談に適切に応じる体制が確保されない場合にあつては、管理型臨床研修施設等に患者相談窓口を確保し、その活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示すること。

ク 適切な指導体制を有していること。

(ア) 当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

(イ) プログラム責任者等から以下のいずれかに該当する旨について推薦を受けていること。

ア) 指導歯科医が臨床研修の到達目標に含まれる特定の分野について豊富な症例を経験しており、同分野について効果的な指導ができる。

イ) へき地医療若しくは在宅歯科医療又は障害者に対する歯科診療等を実践しており、これらの項目を含めた研修プログラムの計画・実施ができる。

ケ 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

コ 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。

サ 管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設として共同して臨床研修を行う病院又は診療所が、(2)の管理型臨床研修施設及び(3)の協力型臨床研修施設の指定の基準に適合していること。

(5) (略)

(6) (1)から(4)までの臨床研修施設の指定の基準については、臨床研修施設において年間を通じて常に遵守されていなければならないこと。

6 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 臨床研修施設群を構成するすべての協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の研修実施責任者

ウ～オ (略)

カ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受け入れ状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。

キ 研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時の研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。

ク 研修管理委員会は、会議に関する議事内容等を記録し、保管すること。

ケ 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の

(4) (略)

(5) (1)から(3)までの臨床研修施設の指定の基準については、臨床研修施設において年間を通じて常に遵守されていなければならないこと。

6 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 臨床研修施設群を構成するすべての協力型臨床研修施設の研修実施責任者

ウ～オ (略)

資質向上に努めることが望ましいこと。

(2)～(4) (略)

#### 7 臨床研修施設指定証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修施設を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院又は診療所に対して臨床研修施設指定証を交付すること。

なお、臨床研修施設指定証の交付を受けた臨床研修施設の開設者は、当該指定が取り消されたときは臨床研修施設指定証を、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

#### 8 臨床研修施設の変更の届出

##### (1) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の変更の届出

ア 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修施設変更届出書1(様式1)をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア)～(コ) (略)

イ 臨床研修施設変更届出書1は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

ウ 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書2の送付を受けた管理型臨床研修施設の開設者は、速やかに当該臨床研修施設変更届出書2を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

##### (2) 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の変更の届出

協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1

(2)～(4) (略)

#### 7 臨床研修施設指定証及び研修協力施設証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修施設を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院又は診療所に対して臨床研修施設指定証を交付し、また、当該臨床研修施設が研修協力施設と共同して臨床研修を行うときには、当該研修協力施設に対して研修協力施設証を交付するものとすること。

なお、臨床研修施設指定証の交付を受けた臨床研修施設の開設者は、当該指定が取り消されたときは臨床研修施設指定証を、また、研修協力施設を取りやめたときは研修協力施設証を、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

#### 8 臨床研修施設の変更の届出

##### (1) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の変更の届出

ア 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修施設変更届出書(様式7)をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア)～(コ) (略)

イ 臨床研修施設変更届出書は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

ウ 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書の送付を受けた管理型臨床研修施設の開設者は、速やかに当該臨床研修施設変更届出書を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

##### (2) 協力型臨床研修施設の変更の届出

協力型臨床研修施設連携型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1

月以内に、臨床研修施設変更届出書 2(様式 2)をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア～キ (略)

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) (略)

ア～エ (略)

オ 研修プログラムの募集定員

カ 研修プログラムの名称

(2) 単独型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、臨床研修施設変更届出書 1(様式 1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式 2)

イ 臨床研修施設変更届出書 1及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 管理型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、臨床研修施設変更届出書 1を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

月以内に、臨床研修施設変更届出書(様式 7)をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア～キ (略)

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) (略)

ア～エ (略)

(2) 単独型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、研修プログラム変更・新設届出書(様式 8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式 9)及び研修協力施設承諾書(様式 5)

イ 研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 管理型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(様式 8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式2)

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設変更届出書1及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する臨床研修施設変更届出書2(様式2)とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、臨床研修施設変更届出書2(様式2)を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(5)・(6) (略)

10・11 (略)

12 臨床研修施設の年次報告

(1) 単独型臨床研修施設の年次報告

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書1(様式1)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合

いこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類(様式6)

(エ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に係る研修協力施設概況表(様式9)及び研修協力施設承諾書(様式5)

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設に関する研修プログラム変更・新設届出書とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 協力型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出

協力型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、研修プログラム変更・新設届出書(様式8)を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(5)・(6) (略)

10・11 (略)

12 臨床研修施設の年次報告

(1) 単独型臨床研修施設の年次報告

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書(様式8)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う

にあつては、研修協力施設概況表(様式2)を添付すること。

イ 年次報告書1及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の年次報告

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書1に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設概況表(様式2)を添付すること。

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書1及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する年次報告書2を一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の年次報告

協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書2(様式2)を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

13 臨床研修施設に対する厚生労働大臣の報告の徴収及び指示

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する(1)の報告の徴収又は(2)の必要な指示をすることができること。

14 臨床研修施設の指定の取消し

(1) (略)

場合にあつては、研修協力施設概況表(様式9)を添付すること。

イ 年次報告書及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 管理型臨床研修施設の年次報告

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書(様式8)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設概況表(様式9)を添付すること。

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設に関する年次報告書を一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設の年次報告

協力型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書(様式8)を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

13 臨床研修施設に対する厚生労働大臣の報告の徴収及び指示

(1)・(2) (略)

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修施設に関する(1)の報告の徴収又は(2)の必要な指示をすることができること。

14 臨床研修施設の指定の取消し

(1) (略)

ア 臨床研修施設の区分ごとに、5(1)から(4)までのそれぞれの臨床研修施設の指定の基準に適合しなくなったとき。

イ 5(5)イに該当するに至ったとき。

ウ・エ (略)

(2) (略)

#### 15 臨床研修施設群の構成の変更

臨床研修施設群において協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の加除を行ったうえで、再度、同様の臨床研修を行おうとする管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該管理型臨床研修施設に関する臨床研修施設申請書1(様式1)及び当該臨床研修施設群におけるすべての研修プログラムを添え厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

なお、新たに研修協力施設として臨床研修を行おうとする施設がある場合には、研修協力施設概況表(様式2)を添付すること。

当該臨床研修施設群において新たに協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として臨床研修を行おうとする病院又は診療所の開設者は、既に臨床研修施設として指定を受けている場合であっても、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2(様式2)を管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこととし、当該臨床研修施設群における協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の取消しを受けようとする施設は16(3)の手続に従うこと。

この場合において、管理型臨床研修施設の開設者は、当該管理型臨床研修施設に関する臨床研修施設申請書1等に新たに研修協力施設として登録しようとする施設の研修協力施設概況表等を添付し、新たに共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2等及び指定の取消しを受けようとする協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定取消申請書(様式3)とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付しなければならないこと。

ア 臨床研修施設の区分ごとに、5(1)から(3)までのそれぞれの臨床研修施設の指定の基準に適合しなくなったとき。(略)

イ 5(4)イに該当するに至ったとき。

ウ・エ (略)

(2) (略)

#### 15 臨床研修施設群の構成の変更

臨床研修施設群において協力型臨床研修施設の加除を行ったうえで、再度、同様の臨床研修を行おうとする管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該管理型臨床研修施設に関する指定申請書(様式1)及び当該臨床研修施設群におけるすべての研修プログラム、プログラム責任者履歴書(様式2)、当該管理型臨床研修施設の歯科医師名簿(様式3)に当該臨床研修施設群を構成することとなる施設相互間の連携体制を記載した書類(様式6)を添え厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

なお、新たに研修協力施設として臨床研修を行おうとする施設がある場合には、研修協力施設概況表(様式4)及び研修協力施設承諾書(様式5)を添付すること。

当該臨床研修施設群において新たに協力型臨床研修施設として臨床研修を行おうとする病院又は診療所の開設者は、既に臨床研修施設として指定を受けている場合であっても、当該病院又は診療所に関する指定申請書(様式1)及び歯科医師名簿(様式3)を管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこととし、当該臨床研修施設群における協力型臨床研修施設の指定の取消しを受けようとする施設は16(3)の手続に従うこと。

この場合において、管理型臨床研修施設の開設者は、当該管理型臨床研修施設に関する指定申請書等に新たに研修協力施設として登録しようとする施設の研修協力施設概況表等を添付し、新たに共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する指定申請書等及び指定の取消しを受けよ



16 臨床研修施設の指定の取消しの申請

(1) 単独型臨床研修施設の指定の取消しの申請

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式 3)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ (略)

(2) 管理型臨床研修施設の指定の取消しの申請

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式 3)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する指定取消申請書と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する指定取消申請書とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の取消しの申請  
協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式 3)を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(4) (略)

17 (略)

18 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア～ウ (略)

うとする協力型臨床研修施設の指定取消申請書(様式 10)とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付しなければならないこと。

16 臨床研修施設の指定の取消しの申請

(1) 単独型臨床研修施設の指定の取消しの申請

ア 単独型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式 10)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ (略)

(2) 管理型臨床研修施設の指定の取消しの申請

ア 管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式 10)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する指定取消申請書と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設に関する指定取消申請書とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修施設の指定の取消しの申請

協力型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式 10)を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(4) (略)

17 (略)

18 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア～ウ (略)

## エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式 4）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修歯科医の求めに応じて、他の臨床研修施設を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式 5）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

### (2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 6）を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

### 19 臨床研修の修了

(1) (略)

#### (2) 臨床研修の修了認定

ア (略)

イ 管理者は、アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式 7）を交付しなければならないこと。

## エ 中断した場合

管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式 11）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修歯科医の求めに応じて、他の臨床研修施設を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式 12）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア)～(カ) (略)

### (2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修再開の申込を受けた臨床研修施設の管理者は、当該研修歯科医の臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 13）を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

### 19 臨床研修の修了

(1) (略)

#### (2) 臨床研修の修了認定

ア (略)

イ 管理者は、アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、当該研修歯科医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式 14）を交付しなければならないこと。

(ア)～(エ) (略)

(3) 臨床研修の未修了

ア (略)

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式8)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式9)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

20 (略)

21 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例

大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する5(2)から(4)までの臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなすこと。

22 (略)

23 (略)

第3 検討規定

(ア)～(エ) (略)

(3) 臨床研修の未修了

ア (略)

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式15)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修歯科医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導歯科医1人当たりの研修歯科医数や研修歯科医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式16)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

20 (略)

21 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例

大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設又は協力型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する5(2)又は(3)の臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設又は協力型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなすこと。

22 (略)

23 (略)

第3 検討規定

厚生労働大臣は、制度の検証及び実態把握に努め、省令の施行後 5 年以内に、省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

様式 (略)

別添 (略)

厚生労働大臣は、省令の施行後 5 年以内に、省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

様式 (略)

別添 (略)